

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	1	一般管理費

所管課	市民課
事業名	後期高齢者医療一般管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	208	198		198			198	▲ 10
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	208	198		198			198

事業概要	高齢者の医療の確保に関する法律のほか、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約で定めるところにより、療養費や高額療養費等の各種受付業務、保険証や限度額認定証の発行を行っており、保険証等の印刷や送付に必要な経費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	市が後期高齢者医療に関する各種受付・保険証等の発行などの窓口業務を担うことにより、市民の利便性の向上を図る。		
現状と背景	老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)を対象として、独立した医療制度である後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月より始まった。(老人保健制度は平成20年3月で廃止となった。)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	1	一般管理費

所管課	市民課
事業名	保険証一斉更新事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,436	1,382		1,382			1,382	▲ 54
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	1,436	1,382		1,382		1,382	▲ 54

事業概要	保険証の有効期限は被保険者全員が7月31日までとなっているため、発効期日が8月1日となっている新しい保険証等を7月中に郵送する。	今年度見直し事項	
事業目的	発効期日を8月1日に更新した保険証を被保険者に届ける。		
現状と背景	老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)を対象として、独立した医療制度である後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月より始まった。(老人保健制度は平成20年3月で廃止となった。)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	1	総務費
項	2	徴収費
目	1	徴収費

所管課	市民課
事業名	後期高齢者医療保険料徴収管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,268	2,575		2,575			2,575	307
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	54	85	85			85	31
	一般財源	2,214	2,490		2,490			2,490

事業概要	保険料決定通知書や納付書の発行、保険料の収納管理、督促状等の発送など保険料の収納するために必要な経費を計上している。	今年度見直し事項
事業目的	後期高齢者医療制度を安定的に運営するために必要な保険料を徴収するため、収納率の向上や負担の公平を図る。	
現状と背景	老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)を対象として、独立した医療制度である後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月より始まった。(老人保健制度は平成20年3月で廃止となった。) 後期高齢者医療保険料の賦課は広域連合が行なうが、保険料の徴収は市町村の事務となっている。(高齢者の医療の確保に関する法律)	その他

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	2	後期高齢者医療広域連合納付金
項	1	後期高齢者医療広域連合納付金
目	1	後期高齢者医療広域連合納付金

所管課	市民課
事業名	後期高齢者医療広域連合納付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	334,912	344,598		344,598			344,598	9,686
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	259,345	270,823		270,823		270,823	11,478
	一般財源	75,567	73,775		73,775		73,775	▲ 1,792

事業概要	市では特別徴収(年金からの引き去り)及び普通徴収(納付書または口座振替)により保険料を徴収している。その徴収した保険料と一般会計から繰り入れた保険料軽減の公費補填分を、鳥取県後期高齢者医療広域連合に納付金として負担している。	今年度見直し事項	
事業目的	市で徴収した保険料等を鳥取県後期高齢者医療広域連合に納付することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る。		
現状と背景	老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)を対象として、独立した医療制度である後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月より始まった。(老人保健制度は平成20年3月で廃止となった。) 後期高齢者医療保険料の賦課は広域連合が行なうが、保険料の徴収は市町村の事務となっている。(高齢者の医療の確保に関する法律)	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	3	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	1	保険料還付金

所管課	市民課
事業名	保険料還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	400	559		559			559	159
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	400	559		559		559	159
	一般財源	0	0		0		0	0

事業概要	所得更正などにより過年度の後期高齢者医療保険料に減額の更正があった場合、保険料の納め過ぎが発生するため、その保険料を被保険者にお返しするための費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	過年度に納付のあった保険料に納め過ぎが発生したとき、その保険料を被保険者にお返りする。		
現状と背景	平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、保険料の納付も始まっており、平成21年度からは過年度分について保険料の更正が発生する場合がある。	その他	

会計	38	後期高齢者医療費特別会計
款	3	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	2	還付加算金

所管課	市民課
事業名	保険料還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	30	30		30			30	0
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	30	30	30			30	0
	一般財源	0	0		0			0

事業概要	保険料の更正により、保険料に納め過ぎが発生した場合、その保険料を被保険者にお返しする際に、還付額や決定までの期間等に応じて決められた金額を加算する場合がある。その加算に必要な費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	保険料に納め過ぎが発生したとき、その保険料額や決定までの期間等に応じて決められた金額を加算してお返りする。		
現状と背景	平成20年4月より後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、保険料の納付も始まっている。	その他	